

奈良市西之阪地区改良住宅団地建替その他周辺整備事業に係る PFI 導入可能性検討調査
業務委託にかかるプロポーザル審査委員会設置要領（案）

（目的及び設置）

第1条 奈良市西之阪地区改良住宅団地建替その他周辺整備事業に係る PFI 導入可能性検討調査業務委託事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、透明性・公平性を確保するため、奈良市西之阪地区改良住宅団地建替その他周辺整備事業に係る PFI 導入可能性検討調査業務委託にかかるプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 募集要項・仕様書の策定
- （2） 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- （3） 提案書・応募事業者が行う説明（プレゼンテーション）の審査
- （4） 実施事業者の選定に関する事項
- （5） その他必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、外部委員3名で組織する。

2 外部委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 専門的知識を有する者
- （3） その他市長が適当と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議の庶務は、住宅課において処理する。

（会議の公開）

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）

第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(報告)

第6条 委員長は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年1月23日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。